最近の薬務行政について

審査業務及び最近の通知について

令和7年2月 埼玉県保健医療部薬務課 医薬品化粧品生産指導担当



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

このスライドでは以下の略称を使用します。

・薬機法 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律

目次





1

申請・届出のオンライン提出について









目次





1.審査業務について(申請書類等)

1-1 新規製造販売業許可申請

製造品目、構造設備や移転時期など事前相談(施設の図面を必ず持参) 新たに製造販売をしたい。 、「名か用設上前には、相談すること」 製造販売業許可施設を他県から県内に移転したい。 業者コード登録 申請の 流 ħ. 三役、GQP、GVPなど事前相談のなり見り上前にほ、相談することの 申請書提出(構造設備が出来上がっていること) 実地調査 申請の 業者コード登録 流 n 許可 申請書提出 医薬部外品 (無菌) 87.800円 医薬部外品 (一般) 79,100円 実地調査(GQP、GVP) 手数料 |医薬部外品(包装・表示・保管) 48,900円 化 粧 品(一般) 66.200円 許可 化 粧 品(包装・表示・保管) 48.900円 医薬部外品(GMP対象医薬部外品を含む場合) 96.400円 提出様式 ↓様式第12(FD申請様式コード 医薬部外品:B02、化粧品:B03) 手数料 医薬部外品(上記以外) 87 800円 提出先 埼玉県知事 |正1部、副2部(うち1部申請者控え) 合計3部 化粧品 提出部数 87.800円 + F D 等 1 製造業許可申請書(鑑+申請データ一覧(DTD)) 様 |様式第9(FD申請様式コード 医薬部外品:A02、化粧品:A03) Ŧť 2 構造設備に関する以下の書類 提出先 埼玉県知裏 2-1 構造設備の概要一覧表 2-2 敷地内の建物の配置図 提出部数 正1部、副2部(うち1部申請者控え) 合計3部 十FD等 2-3 製造所の平面図 2-4 構造設備の配置図 1 製造販売業許可申請書 (鑑+申請データー覧(DTD)) 2-5 製造設備器具の一覧表 2 登記事項証明書*1(法人のみ。履歴事項全部証明書) 2-6 試験検査器具の一覧表 3 組織図(法人のみ。) 申請書類 2-7 他の試験検査機関を利用する場合には利用概要 4 品質管理及び製造後安全管理に係る体制に関する書類 2-8 他の試験検査機関を利用する場合は、その利用関係を証する書面 3 登記事項証明書*1(法人のみ。履歴事項全部証明書) 5 申請者と総括製造販売責任者との雇用契約書の写しその他使用関係を証する書類 申請書類 4 申請者と責任技術者との雇用契約書の写しその他使用関係を証する書類 6 総括製造販売責任者の資格を証明する書類*2 5 責任技術者の資格を証明する書類*2 7 他の製造販売業許可証の写し(同所在地で現に取得している場合) |6 製造予定品目一覧表及び製造工程に関する資料 8 製造販売品目一覧表(参考資料) 7 他の区分の製造業許可証の写し(同所在地で現に取得している場合) 9 案内図 (参考資料) 8 製造所の案内図(参考資料) ◎ 提出用出力をしたFD、USBフラッシュメモリ、CD-R等*³ ◎ 提出用出力をしたFD、USBフラッシュメモリ、CD-R等*3

2-1 新規製造業許可申請

|新たに製造をしたい。業許可施設を移転したい。※製造所(施設)ごとに許可が必要

1.審査業務について(申請書類等)

	1 ─ 2 製造販売業許可更新申請
申 請 の 流 れ	製造販売品目の確認・整理 ↓ 申請書提出 (変数構成の約2年別前を日安に用語をあると) ↓ ↓ ↓ 実地調査(GQP、GVP) ↓ 許可
手数料	医薬部外品(GMP対象医薬部外品を含む場合) 74.800円 医薬部外品(上記以外) 66.200円 化 粧 品 66.200円
提出様式	様式第11(FD申請様式コード 医薬部外品:A12、化粧品:A13)
提出先	埼玉県知事
提出部数	正1部、副2部(うち1部申請者控え) 合計3部 +FD等
申請書類	 製造販売業許可更新申請書(鑑+申請データー覧(DTD)) 許可証(正本に原本、副本に写しを添付) 組織図(参考資料) 品質管理及び製造販売後安全管理に係る体制に関する書類(参考資料) 製造販売品目一覧表(参考資料) 案内図(参考資料)
	◎ 提出用出力をしたFD、USBフラッシュメモリ、CD-R等*

2-2 製造業許可更新申請

	製造品目の確認・整理											
	申請書提出 《 建料题 很 の 約 2 が 身前 2 名 会 に 申請する こ 2 、 3											
由きの	↓ 実地調査											
流れ	↓ ↓ 許可											
	 (注) GMP適用の医薬部外品を製造している場合は、承認取得から5年を経過する ごとに、取得品目に係る定期GMP適合性調査 (医薬品医療機器等法第14条第6項											
	に基づく既存承認に係る定期適合性調査)を受けること。											
	医薬部外品 (無菌) 61,800円											
	医薬部外品(一般) 53,200円											
手数料	医薬部外品(包装・表示・保管) 29,400円											
	化 粧 品 (一般) 44,600円											
	化 粧 品(包装・表示・保管) 29,400円											
提出様式	様式第14(FD申請様式コード 医薬部外品:B12、化粧品:B13)											
提 出 先	埼玉県知事											
提出部数	正1部、副2部(うち1部申請者控え) 合計3部 +FD等											
	1 製造業許可更新申請書(鑑+申請データ一覧(DTD))											
	2 計可証(止本に原本、副本に与しを添何) 3 構造設備に開する以下の主類(参考資料)											
	3-1構造設備の概要一覧表											
	3-2 敷地内の建物の配置図											
	3-3 製造所の平面図 2.4 株 体部体 の 7 栗 岡											
申請書類	0 ⁻⁴ 博逗这讲U郎直凶 ?-5 到洛設備哭目 ∩— 暫主											
	3-6試験検査器具の一覧表											
	3-7 他の試験検査機関を利用する場合には利用概要											
	3-8 他の試験検査機関を利用する場合は、その利用関係を証する書面											
	+ 元 衣 及 い 表 道 二 恒 [一 周 9 の 貝 科 (の ち 貝 科) 5 - 製造所の案内図(参考資料)											
	◎ 提出用出力をしたFD、USBフラッシュメモリ、CD-R等*											



ふりがなの「かぶしきがいしゃ」や「だいひょうとりしまりやく」は不要 (代表者氏名(漢字)の欄には、肩書の入力が必要)





許可年月日は**有効期間の開始日**を入力

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の

規定により許可された化 粧 品製造販売業者であることを証明する。

令和1年12月20日	← 許可年月日はこの	日付ではない!
埼玉県知事	•• ••	
有効期間	令和 2年 1月 20日から 令和 7年 1月 19日まで	←許可年月日

管理情報	共通ヘッダ	申請の別	許可番号及	び年月日	主事務所の名称	「/所在地
	たる機能を	有する事務	所の名称			
	業者コ	<mark>- ~</mark>]	23456001			
	名	称	株式会社コパ	「トン化粧品		
	ふりが	ग् र ट	コばとんけし	ょうひん		
すまま	N – – K	I (T	っ だー		1) () (久)	たりわ

「事業所のコード」(下3桁は「001」以降)を入力 ※申請者のコード(下3桁が000)ではない!



*業態ごとに責任者の資格の条項が異なる

医薬部外品の総括製造販売責任者:第85条の2第1項 化粧品の総括製造販売責任者:第85条の2第2項 医薬部外品の責任技術者:第91条第1項 化粧品の責任技術者:第91条第2項 ※「号」は該当する資格要件を選択







1.審査業務について(変更届)

・以下の項目に変更が生じた場合、必ず変更届を提出してください。

・変更届の提出を失念している事例が多数発生しています。法令で30日
 以内に提出することが定められています。



1.審査業務について(変更届 作成上の注意)

1	管理	計	報	ŧ通∕	ヽッダ	業務の種	別 許可	「番号及び年月	日主	事務所の名称	/所在地	変更内容	変更年月日	備	考
Ĺ	Γ	事	J	۹Ţ							~	001:【事項】			
										繰	返し				
	変	5	更前	ñ I	で更	後									
			諙	者	事務	所の名称/	所在地	総括製造販売	香任者	・薬事に責任	を有する	役員 申請	者の欠格条項	1	

◇共通

・変更事項欄、変更前・変更後欄は原則、 変更があった項目のみ入力する。

・変更届は変更後30日以内に届け出ること。

1.審査業務について(変更届作成上の注意)

◇共通(続き)

・変更事項が複数あり、それぞれ変更年月日が異なる場合、FD申請ソフトでは変更日の 繰り返し入力ができないため、変更届も複数作成をお願いします。

◇責任役員

- ・代表取締役は必ず薬事に関する業務に責任を有する役員(責任役員)となる。 ※代表取締役が複数名いる場合は特に注意
- ・責任役員の変更(追加・削除を含む)の際は変更後の「申請者の欠格条項」を入力する
- ・責任役員以外の役員の変更のみの際は、変更届は不要である。
- ・役員の就任又は退任に伴う変更の変更日は 登記事項証明書上の就任日・退任日(登記日ではないので注意)。

1.審査業務について(変更届 作成上の注意)



(POINT)

- ・変更前の図面は前回提出分について記載をすることで省略可。
- ・【その他の備考】に変更の概要を記載し、変更箇所がわかるように図示・記載をすること。
 または【その他の備考】に「変更内容は別添の新旧対照表のとおり」と記載し、新旧対照表を添付すること。

1.審査業務について(化粧品製造販売届)

製造販売業者は、化粧品の製造販売をしようとするときは、あらかじめ、
 品目ごとに届出してください。

《化粧品製造販売届の留意点≫ ⇒以下の「販売名」を用いることは出来ません。 ※平成17年3月31日 薬食審査発第0331015号 厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知

- ア既存の医薬品・医薬部外品と同一の名称
- イ 虚偽・誇大あるいは誤解を招くおそれのある名称
- ウ 配合成分のうち、特定の成分名称を用いた名称
- エ ローマ字のみの名称
- オアルファベット、数字、記号等が多すぎる名称
- カ 剤型と異なる名称
- キ 他社が商標権を有することが明白な名称
- ク化粧品の表示に関する公正競争規約に抵触する名称
- ケ 医薬品・医薬部外品とまぎらわしい名称



埼玉県マスコット「さいたまっち」

1.審査業務について(化粧品製造販売届)

たとえば・・・

- イ 虚偽・誇大あるいは誤解を招くおそれのある名称 →<mark>超強力保湿化粧水A</mark>
- ウ 配合成分のうち、特定の成分名称を用いた名称
 →スクワラン以外にも成分が入っているにもかかわらず
 スクワランクリーム
- オ アルファベット、数字、記号等が多すぎる名称

 $\rightarrow \underline{\mathsf{SKIN} \ast \mathsf{CARED} } \rightarrow \underline{\mathsf{SKIN} \ast \mathsf{CAR$

<u>アルファベット、数字が文字数の半分を超えるもの</u>

「@」「*」など人によって読みが変わる恐れのあるもの

ケ 医薬品・医薬部外品とまぎらわしい名称

→<u>漢方化粧水A</u>



埼玉県マスコット「さいたまっち」

【名称】

管理情報	共通ヘッダ	「届出	の別	製造販売	売業の許	可の種業	Ęį	製造販売調	葉の許可]番号)	及び年	月日	名	称
Γ	種別	IJ (化粧品							•				
Γ	一般的名称	<mark>ኩ</mark>												
Γ	販売者	3	さいた	まっち	シャン	ブー								

・【種別】は「化粧品」を選択することでよい
 ※洗顔料、シャンプー、アイライナー、歯みがきといった
 詳細な種別も選択可能だが選択しなくてよい
 ・【一般的名称】は入力しない

【製造方法】



【製造販売する品目の製造所】

成分及び分量又は本質】別紙規格】製造方法 用法及び用量 効能又は効果 貯蔵方法及び有効期間 規格及び試験方法 製造販売する品目の製造所

名称株式会	会社コバトン化粧品	
国名コード	国名	国名検索
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
許可区分又は認定区分	化粧品 一般 ~	
許可番号又は認定番号	[11CZ009999	
許可年月日又は認定年月日	日 元号 令和 🗸 05 年 111 月 30 日	

- ・製造業許可証情報どおりに入力
- ・最新の情報を入力(許可更新による許可年月日の変更等に注意)
- ・外国製造業者の場合【許可番号】は「99CZ999999」と入力
- ・外国製造業者の場合【許可年月日又は認定年月日】は P M D A に 化粧品外国製造業者届出書を提出した日付けを入力

【備考】



- ・<u>色調、香調のみ</u>が違うシリーズ製品として届出する場合には 『シリーズ』と入力
- ・輸入品で輸入先で同製品を販売している場合には、現地での 販売名を入力

【変更内容】



- ・変更する製品の販売名は正確に記載すること。 (スペースの有無、長音符(伸ばし棒)とハイフンの間違い) ・変更対象の項目のみ選択する。
- ・製造所を追加又は削除する場合には「製造方法」と「製造販 売する品目の製造所」の2項目を選択する。
- ・製造所の業許可更新に伴う許可年月日の変更の際は、その都 度の変更届は不要だが、他の変更時に併せて修正すること。

変更前・変更後の記載方法









【備考】





1.審査業務について(化粧品製造販売届出品目の廃止)

届出時	期	品目廃止の方法	添付書類	データ
	以 前	複数品目でも一覧表を つければ、1つの化粧 品製造販売届出事項変 更届で廃止可能	一覧表 (品目毎に届出年月 日、販売名、廃止年 月日を記載)	不要
平成17年 4月1日	以降	原則1品目ごとに化粧 品製造販売届出事項変 更届を作成 (30品目以上の場合 は一括廃止も可能)	DTDデータ等	必要

1.審査業務について(薬務課からのお願い)

- 電話による予約・問合せ時間
 平日 PM 1:00~PM 2:00
 電話番号 048-830-3627
- 受付・相談窓口時間(予約制)
 平日 AM 9:00~AM 12:00(申請・届出)
 PM 2:00~PM 4:30(相談)

時間厳守に御協力お願いいたします。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」













2.申請・届出のオンライン提出について

- オンライン提出を行うためには、厚生労働省申請電子データシステム(ゲートウェイシステム)へのユーザー登録や電子証明書の取得が必要となります。
- 詳細は、厚生労働省 FD 申請サイト「オンライン提出関連」に掲載されているマニュアル・動画等を参照してください。

(https://web.fd-shinsei.mhlw.go.jp/notice/onlinesubmission.html)



2.申請・届出のオンライン提出について (「申請電子データシステム」の登録方法)



2.申請・届出のオンライン提出について (「申請電子データシステム」の登録方法)



申請電子データシステムの利用、および関連するヘルブデスクへの問い合わせは日本語にてお願いいたします。 Note: For any inquiries or questions regarding this system, please contact the Helpdesk in Japanese.

2.申請・届出のオンライン提出について(オンライン提出における添付資料の取扱い)

■申請書に原本を添付していた書類

□登記事項証明書 □単位取得証明書 □従事年数証明書 □雇用証書 等



✓ 疑義が生じた場合、必要に応じて原本を提出できるよう準備しておいてください。

(参考通知)R5.3.22付「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」

別表2(許可証等*)を除く書類をスキャンして提出する場合は、当該書類の書面を別途提出する必要はないが、行政機関の求めに応じて提出できるよう準備しておくこと。

*許可証は原本提出が必要です。郵送又は立入調査の際にご用意ください。
2.申請・届出のオンライン提出について (オンライン提出における添付資料の取扱い)

■窓口で原本と照合していた書類

□薬剤師免許証 □卒業証書 等

【原則 * 】証明者(法人にあっては代表者)が、証書等の写したるスキャンデータの 原本証明業を行い、当該原本証明がなされた写しを提出してください。

* 実地調査がある場合、調査時に原本確認を行います。実地調査がなく疑義が生じた場合は、原本を提示いただく等の対応をお願いする場合があります。

* 原本証明:以下の①~③の事項を記載してください。
 ①当該写しが原本と相違ない旨
 ②原本証明を行った年月日
 ③証明者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

【原本証明例】 この写しは、当該書類の原本と相違ない 旨証明する。 令和5年11月30日 株式会社コバトン化粧品 代表取締役小羽トン

(参考通知)R4.12.13付「デジタル技術を利用した申請等手続の簡素化について」 オンライン又は郵送により申請等する場合は、窓口で原本を提示する以外の手段で原本確認を受けることができる。ただし、都道府県の指示があった場合に原本を 窓口等で提示できるよう準備しておくこと。

2.申請・届出のオンライン提出について(化粧品製造販売届書)

・ 複数品目の提出を一度に行うことが可能です。

※製造販売届出事項変更届書も同様の取り扱いが可能です。 ※複数品目を一度に提出した場合、ゲートウェイ受付番号は1つとなります。 ※事業者及び当課の負担軽減のため複数件届出される場合は1件ごとに提出するのではなく、 まとめて提出する方法を推奨しています。

 「実行」ボタンを押すと	 2 1件目アップロード後、登録のページを閉じた後、
アップロード画面が出てくる。	続けて「申請・届出等ファイル登録へ」のボタンを押す。 3 再度アップロード画面が出てくる。 4 2件目以降の届出のアップロードを行う。 ※ 3件目以降も繰り返しアップロードを行う。

目次

審査業務について

申請・届出のオンライン提出について

手数料の納付について

法令遵守について

3

最近の通知について

3.手数料の納付について

令和6年4月から、埼玉県収入証紙での支払いが出来なくなりました。 そのため、申請手数料の支払いは以下の方法 ①or② でお願いいたします。



3.手数料の納付について(キャッシュレス端末による支払い)





3.手数料の納付について(利用可能な支払方法及び決済ブランド)



* キャッシュレス端末による 許可証書換え交付、許可証再交付手数料の 支払いが可能になりました。 (こちらの申請は、引き続き現金での支払いや、 後ほど説明する「埼玉県電子申請・届出サービ ス」によるお支払いも可能です。)

3.手数料の納付について(キャッシュレス決済における留意事項)

- キャッシュレス決済の場合は、ご利用明細(レシート)が発行されます。領収書は発行できませんので、あらかじめご了承ください。
- 電子マネーの残高のチャージはできません。窓口で
 残高が不足しないようにあらかじめ残高を御確認ください。
- 電子マネーを使用される際は上限金額がございます。
 申請によっては使用できないため注意してください。

電子マネー	チャージ上限金額 [※]
nanaco	50000円
WAON	50000円
楽天Edy	50000円
交通系 (PASMO等)	20000円

※チャージできる金額の上限値

3.手数料の納付について (「埼玉県電子申請・届出サービス」による電子納付)



「オンライン」で手数料を納付する場合は「埼玉県電子申請・届出サービス」による支払いとなります。

埼玉県マスコット 「コバトン」

手数料支払い方法
① キャッシュレス端末による支払い
②「埼玉県電子申請・届出サービス」による支払い
埼玉県収入証紙による支払い※令和6年3月末で廃止

3.手数料の納付について (「埼玉県電子申請・届出サービス」による電子納付)

埼玉県のシステムであり、厚生労働省の申請電子データシステム(ゲートウェイシステム)とは別のシステムです。

※本システムにて業許可に係る申請や届出は出来ません。

- ・当県の各種行政サービスにおいてインターネットを利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから原則として24時間、申請・届出をすることが可能なサービスとなります。一部の手続については手数料等を電子納付することもできます。
- このサービスでは、医薬部外品・化粧品製造販売業・製造業に係る手数料の電子納付が可能です。

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

3.手数料の納付について (「埼玉県電子申請・届出サービス」で利用可能な支払方法)



(Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club)



■ペイジー ※ペイジー番号を発行し、ペイジー対応のATMやインターネットバンキン グの手続画面に発行した番号を入力することで支払いができる方法。 ※ATMであればキャッシュカードや現金での支払いが可能



■コード決済

※PayPay, au PAY, d払い

3.手数料の納付について (「埼玉県電子申請・届出サービス」による電子納付の流れ)



3.手数料の納付について (「埼玉県電子申請・届出サービス」による電子納付の手順)

彩の国 ジ 埼玉県 Saltama Prefecture	電子申請・届出サ	ービス	▲ログイン利用者登録		
: !!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!</th <th>} 申請書ダウンロード</th> <th></th> <th>茴 予約手続き</th> <th></th> <th></th>	} 申請書ダウンロード		茴 予約手続き		
> 手続き申込 >	申込内容照会 〉 職責署名検証				
	手続き申込				
利用者ログイン					
手続き名	【薬務課】医薬品・医薬部外品・化粧品の 料	の製版・製造業(新規、更新、区分変す	[・追加)申請手数		
受付時期		申請。	ごとにメールア	'ドレスを入力して申	し込む場合
	利用者登録せずに申し込	む方はこちら >			
		利用者	等登録済み	の場合	
既に利用者登録が	ら済みの方				
利用者IDを入力して	てください	※登録すると申詞 不要になります。	うごとのメール	アドレスの入力が	
利用者登録時に使用したさまたは各手続の担当部署が	ペールアドレス、 から受領したIDをご入力ください。				1

3.手数料の納付について (「埼玉県電子申請・届出サービス」による電子納付の手順)

彩 の国 参考 埼玉県 Saltama Profecture	電子申請・届出サ	ービス	
222 申請団体選択	○ 申請書ダウンロード	茜 予約手続き	各種、必要情報を
> 手続き申込	> 申込内容服会 > 委任内容服会		入力してください。
ようこそ、	前回ログイン日時:2022年12月12日 11時49分		
	手続き申込		
Q 手続き選択をする	5 メールアドレスの確認		
申込			
選択中の手続き名:	【葉務課】 医薬品 - 医薬部外品 - 化粧品の製版 - 製	薬務課で申請受付時に発行する システム受付番号を入力してください。	5
申請者情報			
システム受付番	号 (13桁 半角数字) 必須		
		会社名を記載して下さい。	
申請者名必須			
事業所の名称	831	製造販売業の主たる機能を有する事 名称を記載して下さい。	事務所や製造所の

3.手数料の納付について (「埼玉県電子申請・届出サービス」による電子納付の手順)

	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■			
	化粧品	~		比粧品
	業態必須			
	製造業	~	製造販売業·製造	業
	申請区分必須選択肢の結果	によって入力条件が変わり	ます	
	更新	¥.	新規·更新·区分変更	追加
	申請名称 必須 選択肢の結果	によって入力条件が変わり	ます	
228	化粧品製造業(一般)	~	一般·包装表示保管·特定	保管 など
	納付額必須			
(ind)	お支払いして頂く期日は、手続きの担当	課による審査後に確定されま	7.	
Ö	 審査後、単込内容旅会からお支払い期日 自動計算式のため入力不要です。 ¥ 44600 	1220088<72205	金額は自動入力	
埼玉県マスコット「コバトン」		イン・「確認へ進き	B >)	

目次

審査業務について

申請・届出のオンライン提出について

手数料の納付について

法令遵守について

4

最近の通知について

4.法令遵守について

令和元年の薬機法改正により、令和3年8月1日から製造販売業者及び製造業者 に対し、薬事に関する法令を遵守するための体制を構築することが義務付けられ ています。



 ① 責任役員:法令遵守及び法令遵守体制の整備に責任を有する者を明確にするため、薬事に関 する業務に責任を有する役員(責任役員)を法律上位置づけ、許可申請書に記載すること

 ② 法令遵守体制:法令遵守上の問題点を把握し解決のための措置を行うことができる体制を含 めた法令遵守体制を整備すること

 ③ 責任者の選任義務:製造販売業者及び製造業者の業務が法令を遵守して適正に行われるため に、必要な能力及び経 験を有する総括製造販売責任者・製造管理者を選任すること

 ④ 意見申述:総括製造販売責任者・製造管理者による製造販売業者・製造業者に対する書面で の意見申述義務
 目次

審査業務について

申請・届出のオンライン提出について

多 手数料の納付について

法令遵守について

5

最近の通知について

■通知①

化粧品基準の一部を改正する件について (医薬発0712第1号 令和6年7月12日)

■主な内容

✓ 化粧品に配合することができる医薬品の成分として、システアミン塩酸塩を追加する。
(頭髪のみに使用され、洗い流すヘアセット料 最大配合量8.63g/100g)

使用目的	100g中の最大配合量
頭髪のみ使用され、洗い流すへアセット料	8.63 g
頭髪のみ使用され、洗い流すへアセット料以外の化粧品	配合不可



■诵知②

システアミンを配合した化粧品の使用上の注意等について (医薬薬審発0712第1号、医薬安発0712第1号 令和6年7月12日)

■通知抜粋

- 2. システアミン又はその塩類を含有する化粧品の洗い流すヘアセット料について、既に 4)次の方は使用しないでください。 記載がされている場合を除き、できるだけ速やかに、その容器又は外箱等に以下の事項 を記載すること。
 - 1)本品やすすぎ液が目に入らないようにしてください。目に入ったときは、すぐに水 またはぬるま湯でよく洗い流し、直ちに眼科専門医の診察を受けてください。
 - 2) 顔面、首筋等に本品がつかないように注意し、タオル、保護クリーム等で保護して ください。なお、本品が皮膚についた場合は、直ちに水又はぬるま湯で洗い落とし、 ぬれたタオル等でこすらずに軽くたたくようにふき取ってください。
- 3)手指の保護のために、手袋を着用し、本品が直接接触しないようにしてください。 本品が手についた場合は直ちによく洗い落としてください。

- ・今までに本品に限らずシステアミン又はその塩類を含む製品でかぶれたことの ある方
- ・皮膚アレルギー試験(パッチテスト)の結果、皮膚に異常を感じた方 使用前のご注意

使用の2日前(48時間前)には次の手順に従って毎回必ず皮膚アレルギー試験(パ ッチテスト)を行ってください。テスト部位の観察は本品途布後 30 分程度および 48時間後の2回行います。

- (a)本品を腕の内側に10円硬貨大にうすく塗り、自然に乾燥させてください。
- (b) そのまま触れずに 48 時間放置します。本品を塗ったところは絆創膏等で覆 わないでください。

■通知③

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえ た対応について(医薬品、医薬部外品又は化粧品に関する常駐等について)

(医薬薬審発0617第4号 令和6年6月17日)

■主な内容

✓薬機法に基づく医薬部外品又は化粧品の製造業の許可においては、施設の構造設備の管理、製品の品質の確保、保健 衛生上の危害発生の防止等のため、製造業者が責任技術者を設置し、実地に管理することを求めている。

✓法令遵守体制に基づく責任技術者の権限に関する業務の円滑な実施のため、従来、施設内において当該業務を実施しているところであるが、デジタル技術の活用等により、当該業務を当該施設以外の場所から適正かつ円滑に、実地に管理する場合と同等の管理運営ができる場合に限り、責任技術者等が遠隔(自宅等でのテレワークなど)で当該業務を実施することとして差し支えない。

■留意事項

- (1) 本通知は管理者等が実地に管理する業務について、デジタル技術の活用による遠隔での実施を可とするものであって、遠隔での管理を前提とすることを認めるものではないこと。
- (2) 製造業者は、上記第2の1に示した基本的考え方に基づき、管理者等の業務の遂行恒常的に法令に適合することを確保するため、管理者等に 遠隔で管理させる場合は、次に掲げる事項を公正かつ適切に実施すること。
 - ① 必要な規程及び業務手順書の整備並びに見直しを行うこと。
 - ② 遠隔での管理であっても、実地による管理と同等に、製品の品質、 有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危 害の発生及び拡大の防止等の対応を行う必要があるため、遠隔での管 理を実施する場合でも、管理者等は常時、実地での管理に切り替える ことが可能である体制を確保すること。
 - ③ 記録、帳簿等を活用し、構築した遠隔での管理体制の運営状況を確認し、評価し、必要な改善を行うこと。
 - ④ 都道府県等が行う調査及び監視指導に支障がないようにすること。

本通知を適用した遠隔での業務を行う場合には、 必ず事前に御相談ください。

ご清聴ありがとうございました。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

【その他(資料のみ)】

✓ 差換え願の作成方法 ✓ 提出用データの出力方法 ✓ 申請書一覧の出力方法

差換え願の作成方法

差換え願 既に提出した申請・届出を修正するものです

申請書の新規作成(N)	請入力 「歐モード切替
申請書のオープン(0) 申請書の保存(S) 申請書の新規保存(A)	差換え願作成例
提出用申請データ出力(F)	
提出済み申請データ取り込み(I)	
申請データの移行(現在の申請書に既存の申請書ファイルからデータを取り込む)(R) 製版承認関係届「変更前」欄→「変更後」欄複製データ出力 製版承認関係届「変更後」欄→「変更前」欄複製データ出力 申請データポータブルファイル書き込み 申請データポータブルファイル読み込み	差換え願を作成する対象の 提出済データを読み込む
鑑の印刷(P) 鑑の印刷オプション(Q)	
アクセサリの実行(E) アプリケーションの実行(L)	
DTD構造を最新形式に移行(D) 鑑ファイルを最新形式に移行(G)	
アプリケーションの終了(X)	

) スタイル(S) 表示(D) ウィンドウ(W)	日本地の日利	●◎●請入力	◎ 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	差換え願作成例
ぼう オープン ■ 保存 ほう 単 提出用出	 済申請データ取込さ この処理では、 準で下さい。 カデータ種別 ③ XMLデ カ形式の選択 ● FDから入力 	 ★ 提出済申請子 :入力した申請 ければ入力ラ の選択 - タ形式 © CD、HD 「 「 へ入 	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を行います。

成 編集(E) スタイル(S) 表示(D) ウィ	ンドウ(W)	差換え顧作成例
新規作成 🔓 オープン 🔛 保存	■ 提出用出力 ● 鑑の印刷 ● 甲請入力	
新規作成	■提出用出力 感 生の印刷 ●申請入力 提出済申請データ取り込み 提出済申請データ取り込み 提出済申請データ取り込み 提出済申請データ取り込み 提出済申請データ取り込み 人力データ種別: XML形 人力データ種別: XML形 人力 対 象: CD申請 《 指気 人 力 先: - 人力 万アイル名: - 人力 様 式: - 人力先のボタンを押して 人力先の選択	留申請データの取込み Rされた形式の内容 > 式 青データ Eされた申請データ > C、入力データの指定を行って下さい。 <戻る(B) 実行



 申請書作成 ファイル(F) 編集(E) スタイル(S) 表示(D) ウィン 	下ウ(W)	差換え願作成例
ファイル(F) 編集(E) スタイル(S) 表示(D) ウィン メイン □ 新規作成 ◎ オープン ■ 保存	▶ゥウ(W) 提出用出力 ● 建の印刷 ● 申請人 提出落申請テータ取り込み 提出 《 選 入力データ種別: XML3 入力 対 象: CO単 《 推 入力 対 象: CO単 《 推 入力 対 象: CO単 《 推 入力 大: C:¥Progra 申請ソフ 入力ファイル名: E93-0000 入力 様 式: 化粧品製: 以上の内容でよろし 入力先の選択	生ませままま ままままま まままま まままま まままま まままま まままま まままま まままま まままま まままま ままま まままま ままま まままま ままま ままま ままま まままま ままままま ままままま ままままま まままままま まままままままままままままま まままままままままままままままままままままままままままままままままままま

 申請書作成 - [化粧品製造販売届出車項変更 月 ファイル(F) 編集(E) スタイル(S) ま メイン □ 新規(申請データ入力(1) 	5日書(新規-無題)] 気示(D) ウィンドウ(W) ロ 提出用出力 (高級のの別) (な) 申読	差換え願作成例
差換え入力モード	<u> 差換</u> えの対象 『差換え <i>】</i>	となるデータを取り込んだら、 しカモード』を選択する。
化粧品	品製造販売届出事項変更	〔届書
製造販売業の許可の種類	種類なし	
設垣敷冗未の計り番号 及び年月日		
主たる機能を有する 事務所の名称	コバトン化粧品株式会社	
主たる機能を有する 事務所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	
事項	変更前	変更後
変 更 内 容		
変更年月日		
備考		
上記により、化粧品の	製造販売の届出事項の変更の届出をします。	
平成27年 1月30日	住 所 埼玉県さいたま市浦和区	高砂3-15-1
	氏 名 コバトン化粧品株式会社	

書作成 - [化粧品製造販売届出事項変更届書() アイル(F) 編集(E) スタイル(S) 表示(D)	新規-無題)] ウィンドウ(W)	差換え願作成例	
 ▶ 新規(申請テータ入刀(I) ✓ 差換え入力モード 	□ 提出用出力 ● 鑑の印刷 (学 申請)		
▲ 差 换 え 書 類	差 換 え 願	画面の鑑が「差換え願 変わったことを確認	更」に し 軽切
申請年月日			艺刀、
販売名			
進達年月日			
県名及び進達番号			
備考			
 上記書類の差換えをお願い 年 月 日	します。		
は差換えの申請書にデータ入力を開始します。		■	





該当する差換え箇所を修正する 通常の申請と同じように、チェック、完了ボタンを押す 間違いがなければ鑑、DTDの印刷、FD等への出力 差換え願を提出

差換えが必要な場合は事前にご相談ください。

提出用データの出力について

・F D申請データは『フレキシブルディスク』、『CD-RW』又は『USBメモリ』に入れて持参する。

⇒提出前に提出する記録媒体は必ず<u>ウイルスチェックを行ってください。</u>

・F D申請データは提出用出力後の「Zipファイル」の形式のまま記録媒体に保存すること。

⇒<u>Zipファイルの中身のみを取り出して保存しない。また、他に作成したフォルダの中に申請データを入</u> れない。

・同一の記録媒体に複数のFD申請データを保存して差し支えない。

⇒同日に申請・届出するもの以外は入れない。

甲請書作成 - [化粧品製造販売届出事項変更	見届書(新規-無題)]			
引 ファイル(F) 編集(E) スタイル(S) 表	長示(D) ウィンドウ(W)			
× 申請書の新規作成(N)		入力 「日本」 「日本」 「日本」		
申請書のオープン(0)				
申請書の保存(S)				
申請書の新規保存(A)				
提出用申請データ出力(F)		゚゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠゠	が終わったら	
提出済み申請データ取り込み(I)				
申請データの移行(現在の申請書に既存の申請書ファイルからデータを取り込む)(R)		『提出用申請デ・	ータ出力『を選択	
製販承認関係届「変更前」欄→「変	更後」欄複製データ出力			
製販承認関係届「変更後」欄→「変	更前」欄複製データ出力			
申請データポータブルファイル書き	込み			
申請データボータブルファイル読み	込み			
鑑の印刷(P)				
鑑の印刷オプション(Q)		-		
アクセサリの実行(F)		×		
アプリケーションの実行(L)		¥		
		変 更 後		
D1D構造で取新形式に移行(D) 御フラブルを見始形式に移行(C)				
超ファイルを取用ルコムに移行(G)				
アプリケーションの終了(X)				
② 更 年 月 日				
備考				
上記により、化粧品の	緊迫販売の届出事項の変更の届出をし	ます。		
平成27年 1月30日				
	住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1			
	氏 ターコバトン化粧具株式	<u>~~</u> .		
		124 JT		
*************************************	い いー いいー		—————————————————————————————————————	
			AD	


ファイル(F) 編集(E) スタイル(S) (ン 🗋 新規作成 🏾 🔓 オープン 📲	表示(D) ウィンドウ(W) 	
化粧	品製造販売 ^{提出用申請データ出力}	
 製造販売業の許可の種類 製造販売業の許可番号 及び年月日 主たる機能を有する 事務所の名称 主たる機能を有する 事務所の所在地 事 事 項 変 異 	種類なし 提出用申請データ出力 コバトン化粧品株式 出力申請書名:化粧品製造販売届出事項変更届書 コバトン化粧品株式 出力先:C:¥Program Files¥厚生労働省¥医棄品医療機器等法対応電子申請ソフト 場該書の台VCR0M¥ (出力先)で登音量 6.09Gbyte) 出力アイル名:E83-00001.zip (出力ファイルのサイズ 986Byte) 出力形式:CD-R焼込用ファイル出力 以上の内容でよろしければ実行を押して下さい。	
 内容 変更年月日 備考 上記により、化粧品の 	出力先の選択 「出力先の選択」を選択	
平成27年 1月30日	住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 氏 名 コバトン化粧品株式会社	









圧縮(zip形式)フォルダのままお持ちください。



申請データー覧の出力について

- ・許可申請書および許可更新申請書は、正本1部と副本2部(うち1部申請者控え)の合計3部持参して下さい。
- ・届出(各種変更届、化粧品製造販売届等)は、正本1部と届出者控え1部の合計 2部持参して下さい。

申請書作成 - [医薬部外品製造販売業許可申請書/新規·	- 毎頭)]	
見 ファイル(F) 編集(E) スタイル(S) 表示(D) ウィンドウ(W)	
メイン 🗋 新規作成 🏾 🖨 オープン 🛛 📓 保存	🖶 提出用出力 🚭 鑑の印刷 🍃 申請入力 🛛 🔓 モード切替	
果 事物及び劇物取締法 そ		
『ウィンドウ』を選	択	
 (5)麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤 務の中毒者 に 		
る (7)製造販売業者の業務を適切に行 うことができる知識及び経験を 有すると認められない者		
備考		
上記により、医薬品部外品の製	造販売業の許可を申請します。	
年月日	住所	
	氏名	
都道府県知事	展史	

■ 申請書作成 - [医薬部外品製造販売業許可申請書(新規一無題)]						
月 ファイル(F) 編集(E) スタイル(S) 表示(D) ウィンドウ	7(W)					
メイン 🗋 新規作成 🛛 😂 オープン 🔛 保 🛛 申	請書を閉じる(C)	【モ−ド切替				
梁 毒物及び劇物取締法者 事 に関する法令で政令す 重 に関する法令で政令す 重 の又はこれに基づくな 上 時 し、その違反行為がな 上 す。 う 2年を経過している 左	ねて表示(カスケード)(C) 下に並べて表示(V) 右に並べて表示(H)					
	出用申請データ形式一覧表示(D) (ンドウの選択(W)	『提出用申請データ形式				
昔 (6)精神の機能の障害にして ん で ホーム (6)精神の機能の障害にして ん で ホーム (1) ホーム (1)	医薬部外品製造販売業許可申請書(新規一無題) B	一覧表示(D)』を選択				
る (7)製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を 有すると認められない者	7					
備考						
上記により、医薬品部外品の	設造販売業の許可を申請します。					
年月日	住 所					
	氏名					
都道府県知事	殿					

申請書作成 - [医薬部外品製造販売業許可申請書(新規一新	題)]	
見 ファイル(F) 編集(E) スタイル(S) 表示(D) ウィンドウ(W)	厚生労働省DTD一覧出力[医薬部外品製造販売業許可申請書]	×
Xイン □ 新規作成	印刷 設定 再表示 終了	厚生労働省提出形式
2 業 (5)麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤 の中毒者 に 責 (6)精神の機能の障害により製造販	医薬部外 【様式】 【様式の別を 選択	Î
任 売業者の業務を適正に行うに当 を たつて必要な認知、判断及び意 有 思疎通を適切に行うことができ ない者 (7)製造販売業者の業務を適切に行	【提出先】 【提出先の別】 : 【提出年月日】 : 【提出者】 【業者コード】	
うことができる知識及び経験を 有すると認められない者	【管理番号】 【住所】 【代表者氏名】	
備考	【代表者氏名ふりがな】 【担当者】 【住所】	
上記により、医薬品部外品の製造 年 月	【氏名1】 【氏名1ふりがな】 【連絡先】	
f: E	【電話番号】 【再提出情報】 【再提出状況を示す記号】 【申諸の別】	
都道府県知事	【医薬品、医薬部外品、化粧品】 :2 (医薬部外品) 【主たる機能を有する事務所の名称】 【業者コード】 :	